

第9節 株 券

第1款 総 則

§ 214 株券を発行する旨の定款の定め

第214条 株式会社は、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨を定款で定めることができる。

趣 旨

会社法では、株式会社が株券を発行しないこと（株券不発行）を原則としています。そのため、株式会社が株券を発行し、株券発行会社となるためには、定款でその旨を定める必要があることを規定しています。

→ ポイント

新株発行による定款の定め

旧商法においては、株券を発行することが原則とされていましたが、会社法では、株券は発行しないことが原則であるとされました。これは、従来から、中小企業においては、實際上、株券を発行していない会社も相当数あったことや、証券取引所に上場している株式については、株式振替制度により株券が発行されなくなることを考慮してのものです。

整備法では、旧商法の株式会社で、定款に株券を発行しない旨の定めがない場合には、会社法の施行により、当該株式会社の定款には株券を発行する旨の定めがあるものとみなすこととされていますので（整備76条4項）、注意が必要です。

つまり、従前定款に株券発行をしない旨の定めのない会社は平成18年5月1日から株券発行会社となっていますので、株券を発行しない旨の定款変更（法218条）を行わなければ、株券の発行義務を怠っていることになるわけです。

第2節 株主総会以外の機関の設置

§ 326 株主総会以外の機関の設置

第326条 株式会社には、1人又は2人以上の取締役を置かなければならない。

2 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる。

趣旨

会社法においては、有限会社は廃止され、株式会社として統合されるため、株式会社の機関設計の幅が広がり、すべての株式会社において、必ず設置しなければならないのは、「株主総会」と「1人以上の取締役」のみとなりました。

→ ポイント

1 すべての株式会社が必ず設置しなければならない機関＝「株主総会」＋「取締役（1人でもよい。）」

旧商法では、株式会社は、3人以上の取締役（旧商255条）と取締役会（旧商259条以下）を設置しなければなりませんでしたが、会社法は、現在の有限会社を株式会社として統合し、小規模の会社もすべて規律することになったために、すべての株式会社が必ず設置しなければならないのは、「株主総会」（法295条以下）と「取締役（1人でもよい。）」（本条1項）のみとなりました。

これは、旧有限会社法において、「社員総会」と「取締役（1人でもよい。）」が必置機関とされていたことからきています。

2 機関設計のバラエティ

会社法では、定款において定めれば、「取締役会」、「会計参与」、「監査役」、「監査役会」、「会計監査人」又は「委員会」を設置することができることになり（本条2項）、株式会社は様々な機関設計が可能となりました。

もっとも、次条（法327条）に定めるとおり、「公開会社」、「監査役会設置会社」、「監

査等委員会設置会社」、「指名委員会等設置会社」においては、「取締役会」を設置しなければならないなどの準則がありますから、これに従わなければならないのは当然ですが、これに加えて選択可能な機関については、自社の実情に合わせて、自由に機関設計ができることになったのです。

3 会計参与

「会計参与」は、会社法で新たに規定されることとなった機関で、取締役（委員会設置会社においては執行役）と共同して計算書類などを作成する（法374条）機関をいいます。

この「会計参与」は、どのような株式会社であっても、設置を義務付けられることはなく、任意で設置できる機関です。

(1) 「会計参与」の資格

公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人に限られています（法333条1項）。詳しくは、「§ 333 会計参与の資格等」の解説を参照ください。

(2) 「会計参与」の職務（権限と義務）

主な職務（権限と義務）は次のとおりです。詳しくは、該当条文の解説を参照ください。

- ① 取締役（指名委員会等設置会社においては執行役）と共同して計算書類などを作成します（法374条1項6項）。
- ② ①の場合において、会計参与報告を作成します（法374条1項）。
- ③ 株主総会において計算書類などについて説明をする義務があります（法314条）。
- ④ 会社とは別に①の計算書類などと②の会計参与報告を一定の期間備え置き、株主・債権者・親会社社員からの閲覧・謄本交付請求に応じる義務があります（法378条）。

上記職務を行うために、

- ⑤ 会計帳簿などの閲覧・謄写をし、又は取締役や支配人などに対して、会計に関する報告を求めることができます（法374条2項）。
 - ⑥ 会社あるいは子会社の業務及び財産状況の調査をすることができます（法374条3項）。
- また、
- ⑦ 取締役の不正行為を発見した場合は、株主（監査役設置会社においては監査役）に報告しなければなりません（法375条1項）。
 - ⑧ 計算書類などを承認する取締役会へ出席して、必要があるときは意見を述べる

§ 326 株主総会以外の機関の設置

義務があります（法376条1項）。

さらに、

- ⑨ 計算書類などを取締役と共同して作成するに当たり、取締役と意見が異なる場合は、株主総会において意見を述べることができます（法377条1項）。

MEMO ■株式会社の機関設計と登記

株式会社の機関設計について自由度が広がったことから、今後、個々の株式会社において、機関設計が区々になることが予想されます。外部からどうやって、各株式会社の機関設計を知ることができるでしょうか。これについては、例えば「会計参与設置会社」では、①その旨、②会計参与の氏名又は名称、③計算書類などの備え付け場所を登記しなければならないこととされる（法911条3項）など、株式会社の登記事項を法務局で閲覧・謄写すれば、わかるようになっています。

詳しくは会社の登記（「§911 株式会社の設立の登記」以下）の解説を参照してください。